

1. 開会日時・場所

日時 令和6年9月25日(水) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1 番	新庄 實雄	2 番	花山 哲男	3 番	久留本 忠美
4 番	林 壽彦	5 番	竹廣 愛	6 番	信藤 延夫
7 番	平木 時治	8 番	武郷 勝己	9 番	生駒 健人
10 番	山本 明雄	11 番	山口 郁恵	12 番	阪井 瑞枝
13 番	—	14 番	郷谷 幸男	15 番	山口 龍子
16 番	河村 博	17 番	佐々木 豊彦	18 番	井長 哲
19 番	兼光 一美				

欠席委員

13 番 田坂 友彦

3. 議事録署名人

8 番 武郷 勝己 12 番 阪井 瑞枝

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第47号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第48号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第50号議案 非農地証明申請について
第51号議案 農用地利用集積計画について
第52号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

ー議長開会挨拶ー

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第5回総会は成立しております。なお、13番 田坂委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、8番 武郷委員、12番 阪井委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第46号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6 第51号議案から日程第7 第52号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第51号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第51号議案に係る、資料51の第1番から第127番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議しま

す。
担当者の説明を求めます。

事務局

第 51 号議案に入る前に資料の訂正をお願いします。資料 51 の 4 ページから 5 ページに記載の第 57 番から第 60 番について、9 月 18 日に申出の取下がありました。そのため、議案書 1 ページに記載の「地域別面積集計表」の久井地域の件数が 6 件、筆数が 8 筆、面積が 9,960 m²、合計の件数が 55 件、筆数が 123 筆、面積が 164,207.12 m²となりますので訂正をお願いします。

それでは、第 51 号議案、農用地利用集積計画について説明いたします。

この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律付則第 5 条の規定に基づき、三原市長からの令和 6 年 9 月 10 日付け文書番号第 1280 号によって決定を求めるものです。

今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書 1 ページに記載の「地域別面積集計表」に記載しております。

三原地域で、件数 19 件、筆数 32 筆、面積 42,721.12 m²

本郷地域で、件数 15 件、筆数 24 筆、面積 30,224.00 m²

久井地域で、件数 6 件、筆数 8 筆、面積 9,960.00 m²

大和地域で、件数 15 件、筆数 59 筆、面積 81,302.00 m²

合計で 55 件、123 筆、面積 164,207.12 m²の農用地利用集積計画が提出されています。

利用権を設定する農用地については、資料 51 の 2 ページから 8 ページに記載しており、利用権の開始予定日はすべて令和 6 年 10 月 1 日です。

全体説明は以上です。

議 長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 51 の借手が農事組合法人 ○○及び株式会社 ○○の案件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、説明します。

三原地域で件数 4 件、筆数 8 筆、面積 11,564 m²

本郷地域で件数 1 件、筆数 2 筆、面積 1,110 m²

農地の受け手は農事組合法人 ○○及び株式会社 ○○です。

以上で説明は終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件及び第 57 番から第 60 番を除く、第 1 番から第 127 番を審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

三原地域で件数 15 件、筆数 24 筆、面積 31,157.12 m²
本郷地域で件数 14 件、筆数 22 筆、面積 29,114.00 m²
久井地域で件数 6 件、筆数 8 筆、面積 9,960.00 m²
大和地域で件数 15 件、筆数 59 筆、面積 81,302.00 m²
農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。
以上で説明は終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19 番

番号 1 番から 4 番について、農地面積は非常に小さいのに、10a 当たりの借賃は 60,599 円と高価なのですが、ここで耕作する作物は何でしょうか。

事務局

作物はレモンです。当該地の所有者は〇〇ですが、今回当該地貸し付けするにあたり、所有者が鑑定評価をとり借賃を算定し、貸手、借手双方が納得している単価設定です。元々所有者が木原町で運営していた〇〇の跡地である当該地を、この借賃を払って、障害者福祉の業務をメインとした特定非営利活動法人 〇〇が借り受け、農福連携の側面も含めて、作業しています。

議 長

その他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員（挙手多数）であります。
よって、第 51 号議案について、第 57 番から第 60 番を除く第 1 番から第 127 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長

次に、日程第 7 第 52 号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
第 52 号議案に係る、資料 52 の農用地区域の除外について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

第 52 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。
この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 11 日付け文書番号三農水第 1345 号にて意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料 52」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。除外については、農用地区域除外申出によるもの 20 件、農業委員会から行われた非農地証明によるもの 1 件、非農地通知によるもの 1 件の計 32 件を記載しております。また、農用地区域編入申出によるもの計 1 件、農用地区域変更申出によるもの計 1 件を記載しております。面積は除外申出によるものが、合計で 27,001.91 m²、非農地証明によるものが合計で 7,840 m²、非農地通知によるものが、合計で 424,143.25 m²、編入申出によるものが合計で 2,872.00 m²、変更申出によるものが合計で 2,007.00 m²となっております。

地域別では、除外申出によるものが、三原地域で 2 件、1,874.91 m²、本郷地域で 14 件、17,898.00 m²、大和地域で 4 件、7,229.00 m²、非農地証明によるものが、三原地域で 4,010.00 m²、本郷地域で 42 m²、久井地域で 1,597.00 m²、大和地域で 2,191.00 m²、非農地通知によるものが、三原地域で 369,851.25 m²、本郷地域で 37,099.00 m²、久井地域で 17,193.00 m²、となっております。

続いて、編入申出によるものが、三原地域で 1 件、2,872.00 m²、変更申出によるものが、大和地域で 1 件、2,007.00 m²となっております。

なお、除外申出によるもののうち、2 番・3 番・18 番・20 番は第 1 種農地となっております。

す。利用計画につきましては、2番が駐車場及びキャンプ場、3番が資材置場、18番が駐車場・20番が駐車場、農業用倉庫及び残材置場となっております。この中で2番は都市住民との交流施設の要件に、3番は集落接続の要件に、18番は既存施設の拡張の要件に、20番は集落接続の要件にそれぞれ該当し、第1種農地の不許可の例外に該当します。残る申出はすべて第2種農地となっております。

以上で、第52号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第46号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第65件から第74件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第65件は、〇〇から中之町3丁目の〇〇が、中之町3丁目〇〇 外1筆 地目：田 合計1,509㎡について、住宅に隣接し、耕作に便利なため譲り受けるものです。
第66件と67件は、譲受人が同一のため合わせて説明します。
第66件は、〇〇から中之町7丁目〇〇 地目：田 212㎡を、
第67件は、〇〇から中之町7丁目〇〇 地目：田 177㎡を、
合計2筆 389㎡について、中之町6丁目の〇〇・〇〇が、近隣を耕作しており、農業経営規模拡大のため共有で譲り受けるものです。
第68件は、〇〇から深町の〇〇が、深町〇〇 地目：田 80㎡について、居住地に隣接し、耕作に便利なため譲り受けるものです。
第69件は、〇〇から沼田3丁目の〇〇が、沼田3丁目〇〇 地目：田 441㎡について、近隣を耕作しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第70件は、〇〇から小泉町の〇〇が、小泉町〇〇 外2筆 地目：畑 合計765㎡について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第71件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町惣定〇〇 外1筆 地目：田 合計188㎡について、譲り受けて新規就農するものです。
第72件は、〇〇から広島市の〇〇が、本郷南1丁目〇〇 地目：畑 332㎡の持分8分の1について、持分を譲り受けて引き続き耕作するものです。
第73件は、〇〇から広島市の〇〇が、本郷町上北方〇〇 外10筆 地目：田10筆 畑1筆 合計6,647㎡について、住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。
第74件は、〇〇から大和町の〇〇氏が、大和町平坂〇〇 外14筆 地目：田14筆 畑1筆 合計6,265㎡について、住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

- 議 長 補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 18 番 件数第 74 件について、譲受人は新規に就農するということなので、営農計画書が提出されていると思うが、無理のない営農計画となっているのかを伺う。
- 事務局 第 74 件の譲受人は、〇〇として大和町に赴任している。営農計画は田に水稻を、畑には野菜をそれぞれ作付けして自家消費する計画となっている。現在、平坂の自宅で飲食店を営んでおり、自家製の野菜をお店で提供しているとのこと。
- 議 長 その他に質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 65 件から第 74 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第 2 第 47 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 9 件から第 10 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 6 ページをお開きください。
第 47 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 9 件は、〇〇が、本郷町本郷〇〇 外 3 筆 地目：田 合計 1,224.28 ㎡(東本通土地区画整理事業区域内：仮換地〇〇街区〇〇、〇〇、〇〇 合計 850.4 ㎡)について、宅地に転用するもので、内容は、共同住宅 2 棟、駐車場 15 区画です。
農地区分は第 3 種農地で、許可基準は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
第 10 件は、株式会社 〇〇が、大和町大草〇〇 地目：畑 10,880 ㎡について、併用地の雑種地 74.52 ㎡、原野 1,003.37 ㎡、山林 854.18 ㎡、合計 1,932.07 ㎡とともに、農地改良のため一時転用するもので、内容は嵩上げ 0m から 6.2m、転用期間は、許可後 3 年間となっています。
農地区分は農用地区域内農地で、許可基準は、農用地区域内農地の不許可の例外規定「農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号」の「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの」及び「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。
農地法第 4 条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。
- ・・・「なし」の声あり・・・
- 議 長 補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 19 番 件数第 10 件について、当該地を 3 年間かけて嵩上げて、農地に戻す計画なのか。雑種地、原野、山林などの併用地があるが、田の部分だけ農地に戻す計画なのか。
- 事務局 併用地を含めて 3 年間で嵩上げを行い、一時転用を完了し、農地に復元した所に、白ネギを作付けする計画です。
- 議 長 その他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請、第9件から第10件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

可決された議案のうち、第10件については、農地法第4条第4項及び第5項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長

異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長

次に、日程第3 第48号議案を上程します。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第6件から第7件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをお開きください。

第48号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第6件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内：仮換地〇〇街区〇〇)について、当初、株式会社 〇〇が、建売住宅建設のため平成30年4月26日付で農地法第5条転用許可を受けましたが、この度、〇〇が当該地を購入し、住宅を建築することとなったところ、区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更するものです。

第7件は、深町〇〇 外2筆 地目：田 合計1,417㎡について、当初、〇〇組合が、事務所、プロパン置場、駐車場の建設のため令和6年2月22日付で農地法第5条転用許可を受けましたが、大型車両がガスボンベ等を搬入する際に、従業員の駐車車両が邪魔となり、搬入の妨げとなることから、駐車区画を移設するため、隣接地の深町〇〇 外2筆 地目：田 合計150㎡を拡張する事業計画変更を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請第105件及び第108件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第6件から第7件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第4 第49号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第105件から第115件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページをご覧ください。第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第105件は、先ほど第48号議案の第7件において事業計画の変更をご審議いただいた件です。〇〇から、〇〇 組合が、深町〇〇 外2筆 地目：田 合計150㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場4区画です。

第106件は、〇〇から、株式会社 〇〇が、小坂町〇〇 地目：田 1,897㎡について、所

有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 180 枚、12 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 107 件は、〇〇から、株式会社 〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 2,095 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 180 枚、3 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 108 件は、先ほど第 48 号議案の第 6 件において事業計画の変更をご審議いただいた件です。株式会社 〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目:田 347 m²(東本通土地区画整理事業:仮換地〇〇街区〇〇 206.03 m²)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 4 区画です。

第 109 件から第 111 件は、譲受人が〇〇 株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する同一事業であるため、合わせて説明します。

第 109 件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 地目:田 402 m²について、

第 110 件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 地目:田 259 m²について、

第 111 件は、譲渡人 〇〇、本郷町上北方〇〇 外 1 筆 地目:田及び畑 合計 347 m²、併用地、宅地 1 筆 801.07 m²、雑種地 1 筆 122 m²、総合計 1,931.07 m²について、太陽光パネル 172 枚、4 棟、発電量 49.5kW 規模を設置するものです。

第 112 件から第 115 件は、譲受人が〇〇 株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第 112 件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 1,569 m²について、太陽光パネル、3 棟を設置するものです。

第 113 件から第 114 件は同一事業で、

第 113 件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 外 1 筆 地目:田 合計 110 m²について、

第 114 件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 679 m²について、合計 789 m²に太陽光パネル 5 棟を設置するものです。

第 115 件は、譲渡人 〇〇、本郷町南方〇〇 地目:田 1,324 m²について、太陽光パネル、9 棟を設置するものです。

なお、全てパネル枚数は 160 枚、発電量は 49.5kW 規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第 108 件が第 3 種農地で、その他の案件は全て第 2 種農地です。

許可基準については、第 108 件が、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長

補足説明等ないので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 105 件から第 115 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 5 第 50 号議案を上程します。

非農地証明申請について、第 24 件から第 26 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 10 ページをご覧ください。第 50 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 24 件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 705 m²について、昭和 61 年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第 25 件は、〇〇から、本郷町本郷〇〇 外 4 筆 地目：田 3 筆 畑 2 筆 合計 1,656 m²について、平成 14 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林および原野として申請されています。
第 26 件は、〇〇から、本郷町上北方〇〇 外 1 筆 地目：田 1 筆 畑 1 筆 合計 68 m²について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
申請地の農地区分は、全て第 2 種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長 補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 24 件から第 26 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 7 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 2 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 1 件
2 その他
○今後の日程
令和 6 年第 10 回定例総会 10 月 25 日(金) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 3 分

令和 6 年 10 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上